

国立大学法人宮崎大学の
中期目標を達成するための計画
(中期計画)

平成22年3月31日文部科学大臣認可
平成24年3月30日文部科学大臣変更認可
平成26年3月31日文部科学大臣変更認可
平成27年3月31日文部科学大臣変更認可

目 次

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	
(1)	教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(2)	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	1
(3)	学生への支援に関する目標を達成するための措置	2
2	研究に関する目標を達成するための措置	
(1)	研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	2
(2)	研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	2
3	その他の目標を達成するための措置	
(1)	地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置	3
(2)	社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	3
(3)	附属病院に関する目標を達成するための措置	3
(4)	附属学校に関する目標を達成するための措置	4
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	4
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	5
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	5
(1)	人件費の削減に関する目標を達成するための措置	5
(2)	人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置	5
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	5
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	5
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	5
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	6
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	6
3	法令遵守に関する目標を達成するための措置	6
VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	6
VII	短期借入金の限度額	6
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	7
IX	剰余金の使途	7
X	その他	
1	施設・設備に関する計画	7
2	人事に関する計画	8
3	中期目標期間を超える債務負担	8
4	積立金の使途	8
別表（収容定員）		9
別紙		11

国立大学法人宮崎大学中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学位授与の方針を具体化・明確化し、積極的に公開するための具体的方策
 - ① 平成 25 年度までに学部・研究科のディプロマ・ポリシーを策定し、人材養成の目的を明確にし、公開する。
- 2) 大学の教育理念に即し、意欲ある学生を受け入れるための具体的方策
 - ① 大学の教育理念の下に各学部の教育目標を明確にし、それに基づくアドミッション・ポリシーや本学の教育・研究の現状について公表する。
 - ② 入学後の修学状況、学業成績、進路と入試方法との相関を調査・点検し、入学者選抜方法を改善する。
 - ③ 様々な学習履歴を持つ学生・社会人を受け入れる制度を整備し、充実する。
 - ④ 秋季入学希望者に対応可能な大学院制度を整備する。
- 3) 大学生としての素養を涵養し、教養を高めるための具体的方策
 - ① 平成 25 年度までにコミュニケーション能力を育成する教養科目を整備し、充実する。
 - ② 高い倫理性・豊かな人間性を育成する教養科目を整備し、充実する。
- 4) 特色ある教育プログラムを充実するための具体的方策
 - ① 平成 25 年度までに生命、環境の大切さを喚起するカリキュラムを整備し、充実する。
 - ② 地域を教材とした教育プログラムを整備し、充実する。
 - ③ 海外大学との相互交流プログラムを実施し、学生の国際経験を豊かにする。
- 5) 専門性を涵養し、有為の専門職業人を養成するための具体的方策
 - ① 課題解決能力を持った専門職業人を養成するために、教育課程等を整備し、充実する。
 - ② 課題探求・課題解決のできる高度専門職業人並びに研究者を養成するために、教育課程等を整備し、充実する。
 - ③ 獣医学教育等の改善・充実を図るため、他大学との連携教育課程の編成等に取り組む。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育の実施体制の整備を推進するための具体的方策
 - ① 教養教育の実施体制を整備・充実し、教養教育の目標に沿って、効果的に教職員を配置する。
 - ② 専門教育の実施体制を整備・充実し、専門性を重視し、効果的に教職員を配置する。
- 2) 教育に必要な設備、図書館、情報基盤等の活用・整備を推進するための具体的方策
 - ① 教育方法等の改善を進めるための教育環境の整備を行う。
 - ② 教育内容と連携し、学生用学習教材の体系的整備を行う。
 - ③ 情報基盤を整備・充実し、情報資源の効率的・効果的な利用環境の整備・強化を行う。

3) 教育の質の向上及び改善を図るための具体的方策

- ① 平成 25 年度までに学部・大学院の教育成果・効果を検証し、改善するシステムを整備し、充実する。
- ② 学生による授業評価及び担当授業相互評価を充実する。
- ③ 教材、学習指導方法等の研究・開発を行う。

4) 留学生の受入、学生の海外留学を推進するための具体的方策

- ① 留学生の受入を推進するため、留学生の教育・生活面等での環境整備、広報活動、交流事業などを充実する。
- ② 日本人学生の海外留学を推進し、国際性を涵養する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生の履修状況に応じた修学指導を充実するための具体的方策

- ① 履修状況を把握し、それに応じた履修指導を実施する。

2) キャリア支援及び就職支援等を充実するための具体的方策

- ① 学生の進路意識を調査し、キャリア教育を充実する。
- ② 学生の進路状況を調査し、就職支援活動を充実する。

3) 学生相談・助言・支援の組織的対応を充実するための具体的方策

- ① 学生相談等の対応組織を整備し、充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 基礎・基盤研究を充実するための具体的方策

- ① 若手・女性研究者の研究、萌芽的研究を推進する。

2) 特色ある研究を推進するための具体的方策

- ① 大学の研究戦略に基づき、特色ある研究を推進する。
- ② 各学部等の特色ある研究を推進する。

3) 産学官連携を推進するための具体的方策

- ① 共同研究や技術・研究相談等の支援を行い、産学官連携を推進する。

4) 研究成果を社会へ還元するための具体的方策

- ① 知的財産戦略に基づき、知的財産を創出・管理し、その活用を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 研究環境を整備・充実し、研究活動を支援するための具体的方策

- ① 研究支援組織の整備・充実を図る。
- ② 附属図書館、情報ネットワーク等を整備・充実し、研究活動を支援する。

2) 重点研究及びプロジェクト研究を推進するための具体的方策

- ① 大学研究委員会等の機能強化を図り、重点研究及びプロジェクト研究を推進する。

3) アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流・共同研究を推進するための具体的方策

- ① アジア諸国を始めとする海外の大学等との研究者交流を充実し、国際交流協定校との交流活動を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究を推進するための具体的方策
 - ① 「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い、地域から世界を視野に未来を切り拓く人材（グローバルデザイナー）となりうるよう知識を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる「食と健康」及び関連領域の地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有しそれを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究成果に基づき、地域社会から信頼される高等教育機関として、地域・社会貢献に努めるための具体的方策
 - ① 教育・研究の成果を活用し、地域住民の生涯学習ニーズの多様化・高度化に応える。また、自治体や地域の学術文化施設等との連携を進める。
 - ② 宮崎県、県工業会、JA 宮崎経済連等との包括協定に基づき、教育・研究の成果の活用による地域社会問題の解決や人材の提供を通じて、積極的に地域に貢献する。
 - ③ 中・高との連携、高等教育機関間の連携などにより、地域の青少年教育の充実に貢献する。
- 2) 海外協力機関等と連携した国際貢献を推進するための具体的方策
 - ① JICA 等との連携を強化し開発途上国への国際協力を推進する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域の中核病院としての信頼感を高めるための具体的方策
 - ① 特定機能病院としての機能を強化する。
 - ② 大学病院を核とする地域医療ネットワークを強化し、地域医療に貢献する。
 - ③ 国の財政状況を踏まえ、患者に分かりやすい診療体制、患者のアメニティー、医療従事者に配慮した病院再整備を進める。
- 2) 医療政策の重要かつ喫緊の課題に積極的に取り組むための具体的方策
 - ① 地域の医師不足対策など、国、地方自治体の医療政策等に対応する。
- 3) 新しい医療技術の開発を行うための具体的方策
 - ① 先進医療・高度医療を開発し、社会にその成果を提供する。
- 4) 良質な医療人を養成するための具体的方策
 - ① 研修医や社会のニーズに対応した研修の実行と卒前・卒後の一貫した教育を充実する。
 - ② 専門医養成プログラム等を整備し、専門医研修を充実する。
 - ③ 地域医療従事者のための生涯教育を推進する。
- 5) 健全な病院経営を推進するための具体的方策
 - ① 増収策、経費節減策を策定・実施し、病院経営の安定化に努める。
 - ② 経営分析を行い、評価に基づく適正な予算配分及び医療従事者の配置を行う。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1) 質の高い初等・中等教育の実現に向け、教育課程、学習指導法等の研究を推進するための具体的方策
 - ① 学部と附属学校の共同研究を推進し、学校種間の接続や一貫教育に関わる特色ある教育課程、指導法等を改善する。
- 2) 優れた教育実践の普及に努めるための具体的方策
 - ① 研究活動の成果を踏まえた優れた教育実践を、地域と連携して充実・発展させる。
- 3) 教育計画・教育実践・学校運営を効果的に機能させるための具体的方策
 - ① 附属学校の運営・評価体制を整備し、活動を充実する。
- 4) 質の高い幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校教員として必要不可欠な実践力を習得させる教育実習の充実を図るための具体的方策
 - ① 学部・教職大学院の教育実習を充実し、実践的指導力を育成する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 運営組織の改善・効率化を図るための具体的方策
 - ① 運営組織の業務分担等の点検・改善を行い、効果的・機動的な組織運営を行う。
- 2) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分を図るための具体的方策
 - ① 学長のリーダーシップによる予算、人的・物的資源の戦略的な運用を進める。
- 3) 教育研究組織を見直し、改善を図るための具体的方策
 - ① 学問の進展や社会のニーズ等を調査・分析し、教育研究組織の見直しを進める。
- 4) 人事制度の改善を推進するための具体的方策
 - ① 教職員の業務評価方法を検証し、改善する。
 - ② 適格な評価に基づくインセンティブの付与による人事制度を推進する。
 - ③ 全学的な観点から学部・研究科等の教職員人事を行う制度を推進する。
 - ④ 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成27年度までに11名を雇用することにより、退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員での若手教員の雇用を促進する。
- 5) 教職員の資質及び専門性を向上させるための具体的方策
 - ① 職種や職階に応じたFD・SD活動を推進する。
- 6) 事務等の効率化・合理化を推進するための具体的方策
 - ① 教育研究活動等の支援の観点から事務系職員を適切に配置し、事務等の効率化・合理化を進める。
- 7) 情報化の推進と情報セキュリティ対策の充実を図るための具体的方策
 - ① 情報化推進及び情報の効率的・効果的で適正な利活用を促進する。
 - ② 情報の運用管理の適正化と情報セキュリティの強化に努める。
- 8) 監事監査等の結果を運営改善に反映するための具体的方策
 - ① 監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 安定した財務の確立をめざし、外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に努めるための具体的方策
 - ① 財務分析や調査を実施し、外部研究資金、寄附金、附属病院収入、その他自己収入を安定的に獲得するための取り組みを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

- 1) 人件費の削減を推進するための具体的方策
 - ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間において、△ 5 %以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

- 1) 経費の抑制・節減と経費の有効活用を推進するための具体的方策
 - ① 決算を適切に評価し、効率的な予算配分及び経費の適切な節減を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 資産の運用管理の改善に努めるための具体的方策
 - ① 施設及び教育研究設備を有効に利用する。また、資金の有効活用と適切な運用を行う。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育・研究活動の質の向上に努めるための具体的方策
 - ① 自己点検・評価等を実施し、評価結果を改善へつなげる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 情報公開や情報発信等を推進するための具体的方策
 - ① 大学を取り巻く状況を踏まえ、積極的な広報と適切な情報公開を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1) 施設の計画的整備と有効利用を推進するための具体的方策
 - ① キャンパスマスタープランに基づき、年度毎の整備計画を作成し、教育研究施設等を整備・充実する。
 - ② 既存施設の点検・評価を行い、施設の有効利用、計画的な維持管理を推進する。
- 2) 本学の環境方針に沿った環境保全を推進するための具体的方策
 - ① 本学の環境方針に沿って、年度毎の実施計画を作成し、推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 安全で快適な大学を目指し安全管理の充実及び危機管理のための具体的方策
 - ① 平成 25 年度までにリスクアセスメントを導入し、安全衛生マネジメントを推進する。
 - ② 危機管理等各種マニュアルを点検・改訂し、周知徹底する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 1) 法令に基づいた適正な法人運営を行うための具体的方策
 - ① 本学の会計に関する諸規則及び国の関係法令等に基づき、経理の適正化を徹底する。
 - ② 個人情報保護に関する啓発に努め、個人情報漏えい等の未然防止に取り組む。
 - ③ その他、法令遵守向上に関する取り組みを推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

26億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 職員宿舎（四）の土地（宮崎県宮崎市船塚3丁目162番1 1, 294.8 m²）を譲渡する。
- ・ 教育文化学部附属小中学校特別支援学級教室の土地（宮崎県宮崎市中津瀬町105番3, 518.39 m²）を譲渡する。
- ・ 農学部附属フィールド科学教育研究センター田野フィールドの土地の一部（宮崎県宮崎市田野町字鳶ノ巣乙11986番5外1筆 2, 209 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
 - ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 小規模改修	総額	厚生労働省交付金（704）
・ 病院再整備（中央診療部等整備、病棟等整備、基幹環境整備）	5, 188	施設整備費補助金（12） 国立大学財務・経営センター施設費交付金（318） 長期借入金（4, 154）

（注1） 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2） 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(1) 人事制度の改善を推進する。

- ・教職員の業務評価方法を検証し、改善する。
- ・適格な評価に基づくインセンティブの付与による人事制度を推進する。
- ・全学的な観点から学部・研究科等の教職員人事を行う制度を推進する。

(2) 教職員の資質や専門性を向上させる。

- ・職種や職階に応じたFD・SD活動を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 81,699百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	768	829	936	924	958	1,009	5,424	9,551	14,975

(注) 金額については見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

なし

4. 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 附属病院再整備事業に係る施設設備整備費、移転費の一部
- ② その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表(収容定員)

平成 22 年度	教育文化学部	920人	
	医学部	875人	(うち医師養成に係る分野 615人)
	工学部	1,500人	
	農学部	1,120人	(うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科	76人	(うち修士課程 20人、専門職学位課程 56人)
	医学系研究科	95人	(うち修士課程 25人、博士課程 70人)
	医科学看護学研究科	25人	(うち修士課程 25人)
	工学研究科	228人	(うち修士課程 228人)
	農学研究科	136人	(うち修士課程 136人)
	農学工学総合研究科	48人	(うち博士後期課程 48人)
	医学獣医学総合研究科	23人	(うち博士課程 23人)
平成 23 年度	教育文化学部	920人	
	医学部	885人	(うち医師養成に係る分野 625人)
	工学部	1,500人	
	農学部	1,120人	(うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科	76人	(うち修士課程 20人、専門職学位課程 56人)
	医学系研究科	40人	(うち博士課程 40人)
	医科学看護学研究科	50人	(うち修士課程 50人)
	工学研究科	228人	(うち修士課程 228人)
	農学研究科	136人	(うち修士課程 136人)
	農学工学総合研究科	48人	(うち博士後期課程 48人)
	医学獣医学総合研究科	46人	(うち博士課程 46人)
平成 24 年度	教育文化学部	920人	
	医学部	895人	(うち医師養成に係る分野 635人)
	工学部	1,500人	
	農学部	1,120人	(うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科	76人	(うち修士課程 20人、専門職学位課程 56人)
	医学系研究科	20人	(うち博士課程 20人)
	医科学看護学研究科	50人	(うち修士課程 50人)
	工学研究科	248人	(うち修士課程 248人)
	農学研究科	136人	(うち修士課程 136人)
	農学工学総合研究科	48人	(うち博士後期課程 48人)
	医学獣医学総合研究科	69人	(うち博士課程 69人)

平成 25 年度	教育文化学部	920人	
	医学部	905人	(うち医師養成に係る分野 645人)
	工学部	1,500人	
	農学部	1,120人	(うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科	76人	(うち修士課程 20人、専門職学位課程 56人)
	医科学看護学研究科	50人	(うち修士課程 50人)
	工学研究科	268人	(うち修士課程 268人)
	農学研究科	136人	(うち修士課程 136人)
	農学工学総合研究科	48人	(うち博士後期課程 48人)
	医学獣医学総合研究科	92人	(うち博士課程 92人)
平成 26 年度	教育文化学部	920人	
	医学部	915人	(うち医師養成に係る分野 655人)
	工学部	1,500人	
	農学部	1,120人	(うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科	74人	(うち修士課程 18人、専門職学位課程 56人)
	医科学看護学研究科	25人	(うち修士課程 25人)
	看護学研究科	10人	(うち修士課程 10人)
	工学研究科	268人	(うち修士課程 268人)
	農学研究科	136人	(うち修士課程 136人)
	農学工学総合研究科	48人	(うち博士後期課程 48人)
	医学獣医学総合研究科	100人	(うち修士課程 8人、博士課程 92人)
平成 27 年度	教育文化学部	920人	
	医学部	920人	(うち医師養成に係る分野 660人)
	工学部	1,500人	
	農学部	1,120人	(うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科	72人	(うち修士課程 16人、専門職学位課程 56人)
	看護学研究科	20人	(うち修士課程 20人)
	工学研究科	268人	(うち修士課程 268人)
	農学研究科	136人	(うち修士課程 136人)
	農学工学総合研究科	48人	(うち博士後期課程 48人)
	医学獣医学総合研究科	108人	(うち修士課程 16人、博士課程 92人)